

平成 27 年 2 月 24 日

各 施 設 長 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

自動体外式除細動器（AED）の適切な配置について（通知）

AEDの適切な配置につきましては、平成 25 年 11 月 7 日付け 25 健保医第 412 号にて通知したところですが、このたび別紙のとおり愛知県健康福祉部保健医療局長から通知がありました。

つきましては、別紙「AED の適正配置に関するガイドライン」を参考に、引き続き AED の適正な配置を推進していただくとともに、配置の際は、下記にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 AED は場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置する。
- 2 AED の設置場所を示す表示、或いは位置案内のサインボードなどを見やすい場所に適切に掲示する。

（健康福祉局 高齢福祉部
介護保険課 TEL052-972-25 ）